

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R4. 2. 24	R4. 3. 1	不動産取得税質疑応答集	1	1														主税局資産税部固定資産税課		
2	R4. 1. 15	R4. 3. 15	(1) 株式会社〇〇(住所〇〇)が届け出た最新の以下の文書(4法人分) ア 課税標準の分割に関する明細書 イ 異動届出書 (2) 株式会社〇〇(住所〇〇)が届け出た最新の以下の文書(1法人分) ア 法人設立・設置届出書 イ 異動届出書	18	1							1	1						主税局千代田都税事務所法人事業税課		
3	R4. 1. 15	R4. 3. 15	株式会社〇〇(住所〇〇)が届け出た最新の課税標準の分割に関する明細書															当該公文書は、東京都で保有しておらず、存在しないため。	主税局千代田都税事務所法人事業税課		
4	R4. 3. 2	R4. 3. 16	標準宅地番号01-050、01-051に係る令和3基準年度路線価等算出表	4	1														主税局中央都税事務所固定資産税課		
5	R4. 3. 2	R4. 3. 16	標準宅地番号01-050、01-051に係る令和3基準年度標準宅地の鑑定評価書	8	1							1	1	1				東京都情報公開条例第7条第2号に該当 不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定の個人を識別することができるため。  東京都情報公開条例第7条第3号に該当 不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定お婦人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。  東京都情報公開条例第7条第4号に該当 偽造された場合に、当該受託者の財産などを脅かす恐れがあると認められるため。  東京都情報公開条例第7条第6号に該当 不動産登記簿や住宅地図等の情報すること、取引事例地が特定されて財産状況が明らかになることにより、所有者の東京都に対する信頼が損なわれ、協力が得られなくなることで、固定資産税標準宅地の適正な時価の評定に必要な情報が得られなくなり、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局中央都税事務所固定資産税課		
6	R4. 3. 8	R4. 3. 24	令和2年度に東京都に申告した〇〇(法人番号〇〇、住所〇〇)の法人事業税・法人住民税の確定申告書(19法人分)															1	1	1	主税局新宿都税事務所法人事業税課